

和合ヶ丘地区環境宣言

平成9年3月
和合ヶ丘自治会

昭和40年和合ネオポリス分譲当時1区画1戸建として総戸数を計画し、都市ガス、公共上下水道および集中污水处理施設を整備した清潔・健康で明るく文化的な居住環境の創造を理念として、創設されてから永年の歴史を持つ和合ヶ丘地区を、更により平和で住みよい居住地区として、その環境を維持発展させていくことを宣言する。

[居住環境に関する事項]

- 1 この地区での建築物は、一区画一戸建てとすること。
- 2 建物等の計画に当たっては、近隣関係を重視して、日照、建物の用途・位置・色彩等に十分な配慮を払うこと。
- 3 現状地盤は変更しないこと。やむをえず土盛り等をする場合は、近隣と十分に協議すること。
- 4 地域の自然環境を良くするため、余裕の敷地内には極力緑の維持と育成整備に努め、道路、街路灯、公共標識等に障害が生じないよう自主的に管理すること。
- 5 垣根は防犯上からも見通しのきく生け垣・柵・フェンス等が望ましく、ブロック積塀にする場合は耐震構造として地震防災に十分留意すること。

[生活環境に関する事項]

- 1 各家庭で生じるゴミの処理については、町の定める日・時・場所に分別集積し、いたずらに放置しないこと。また、タバコの吸い殻・空缶等をみだりに捨てないこと。
※ゴミの焼却については、火の粉の飛散、煙害等近隣へ迷惑をかけないこと。
- 2 車の保有台数に応じた駐車場の確保に努め、路上駐車は原則禁止とする。ただし、一時的駐車・来客等による駐車は長時間にわたらないよう心がけること。
- 3 犬・猫等ペットの管理は飼い主が責任をもって行うとともに、散歩時の糞の処理は完全に飼い主が処理すること。
- 4 不在土地所有者は、空地の雑草繁茂などを適切に管理し、近隣へ迷惑を及ぼさないよう留意すること。枯草による火災を防ぐため、少なくとも年1回除草を行なうこと。

*平成13年4月1日から“野焼き行為”は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行により禁止されています。野焼きによる有毒ガスは、近所迷惑ばかりでなく地球環境を破壊していることを今一度お考え下さい。

<お問い合わせは、和合ヶ丘自治会長まで>

和合ヶ丘コミュニティセンター TEL 0561(59)2600